

枚方市ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、枚方市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を大阪府枚方市村野西町5番1号サブリ村野内に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）及び育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）の双方を組織化し、相互援助活動の調整等を行うことにより、地域での子育て支援に資することを目的とする。

(センターの運営主体)

第4条 センターの運営は、枚方市から委託を受けた社会福祉法人その他の法人が実施するものとする。

(センターの業務)

第5条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 提供会員及び依頼会員（以下「会員」という。）の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整業務
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会関係業務
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務
- (5) 関係機関との連絡調整業務
- (6) 広報業務

2 センターに代表者1名を置く。

(援助対象児童)

第6条 相互援助活動の対象となる児童の年齢は、概ね生後3ヶ月から12歳（中学就学前）までとする。

(会員)

第7条 依頼会員は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、次条に掲げる入会の承認を受けた者とする。

- (1)枚方市内に住所を有する者
- (2)12歳（中学就学前）までの子どもを養育する保護者、もしくは妊娠中の者

2 提供会員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1)子育て経験のある者、もしくは保育・教育の実務経験のある者
- (2)センターの目的を理解し、子育て支援に意欲がある者

3 会員は、依頼会員と提供会員を兼ねることができる。

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、所定の申込書を提出し、センターの承認を受けなければならない。

- 2 提供会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。
- 3 センターは、前項の受講を終了した会員に対し、会員証を発行する。

(事故対応)

第9条 相互援助活動中に生じた事故は、当事者間で解決するものとする。

2 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。

2 会員は、退会に際して、第8条により発行された会員証を返還するものとする。

3 第1項に規定する退会の届け出がなされない場合であっても、依頼会員の養育する子どもが12歳の誕生日後の最初の3月末をもって退会とする。この場合、会員証を返還する必要はない。

(相互援助活動の内容)

第11条 提供会員が相互援助活動として行う援助は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、留守家庭児童会室及び学習塾等（以下「保育施設等」という。）の開始前や終了後に子どもを一時的に預かること。

(2) 保育施設等までの子どもの送迎を行うこと。

(3) 通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等、保護者の都合により子どもを一時的に預かること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会員の育児の援助のために必要なこと。

2 提供会員が子どもを預かる場合は、原則として提供会員の家庭において行うものとする。

ただし、提供会員と依頼会員との間で合意があり、センターが認める場合は、この限りではない。

3 相互援助活動を行う時間は、原則として、午前7時から午後10時までとし、宿泊は行わないものとする。

4 預かる子どもの人数は原則として一人とする。ただし、提供会員と依頼会員との間で合意があり、センターが適当であると判断した場合は、子どもを兄弟姉妹と一緒に預かることができる。

5 病児・病後児に対する援助は行わないものとする。

6 家事援助は行わないものとする。

(相互援助活動の実施方法)

第12条 依頼会員は、援助を必要とする場合には、センターに対して援助の依頼の申込みをするものとする。

2 センターは、依頼会員から援助の申込みを受けたときは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められる提供会員に連絡する。

3 依頼会員は、前項の規定による依頼内容以外の援助を求めてはならない。

4 提供会員は、相互援助活動実施後、活動の記録を記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。

5 提供会員は、前項の活動記録を1月に1回センターに報告するものとする。

6 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはならない。会員でなくなった後も、同様とする。

(報酬)

第13条 依頼会員は、提供会員に対し、相互援助活動実施後別に定められた基準に従って報酬を支払うものとする。

(取消し)

第14条 依頼会員が相互援助活動を取り消した場合、別に定める基準に従い、提供会員にキャンセル料を支払う。

2 前項の規定について、暴風雪等の悪天候、災害の発生等、やむを得ない場合は、この限りでない。

(補則)

第15条 この会則に定めのあるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年9月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年10月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年1月4日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月8日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年9月8日から施行する。

枚方市ファミリーサポートセンター報酬等に関する基準

- 1 枚方市ファミリーサポートセンター会則第13条（以下「会則」という。）に規定する報酬の基準を次のように定める。

1. 30分以内の援助	一律	500円
2. 昼間（午前7時から午後8時まで）		
平日	1時間当たり	800円
土曜・日曜・祝日	1時間当たり	900円
3. 早朝・深夜（上記以外の時間帯）		
	1時間当たり	900円

- 2 複数の子ども（兄弟姉妹）を預ける場合は、2人目から半額とする。
- 3 1時間を越える援助で時間を延長したときは、30分以下は上記1時間分の半額とし、30分を超え1時間までは1時間とする。
- 4 会則第14条第1項に定める取消しについては、次のとおりキャンセル料を提供会員に支払う。

1. 前日までの取消	無料
2. 当日取消	500円
3. 無断取消	500円

- 5 会則第14条第2項に定めるやむを得ない場合において、新型コロナウイルス感染症の取り扱いは、市が市内認可保育所（園）等に求める取り扱いに準ずるものとする。
- 6 交通費、食事（ミルク）、おやつ代、おむつ代等については、依頼会員が実費を支払う。
- 7 依頼会員が特定のものを希望する場合は、依頼会員が用意する。

枚方市ファミリーサポートセンター自家用車使用規程

(目的)

第1条 この規程は、提供会員の所有する(リース使用含む)車両(以下「自家用車」という。)を送迎に使用する場合の取扱いについて定める。

(所管)

第2条 この規程に定める事務の取扱いは、枚方市ファミリーサポートセンター(以下「センター」という。)の所管とする。

(自家用車使用許可基準)

第3条 送迎サービスの提供に自家用車使用を許可する基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用する車両が提供会員自身又は提供会員家族の所有車(リース使用含む)であること。
- (2) 送迎距離、公共交通の有無、依頼内容等を勘案し、センターが必要と認めること。
- (3) 提供会員が直近1年間で複数回の交通事故を起こしていないこと。
- (4) 車両が整備されたものであること。
- (5) 次の種類の自動車保険に加入していること。

①自動車損害賠償責任保険

②自動車保険(任意保険)

- ・対人賠償
- ・対物賠償

(自家用車使用許可申請)

第4条 送迎に自家用車を使用する提供会員は、あらかじめ自家用車使用申請書に必要事項を記入し、センターへ提出すること。申請書には次のものを添付する。

①自動車検査証の写し

②加入済自動車保険証券の写し

2 自家用車使用許可の有効期間は1年とし、有効期間満了時に再申請しなければいけない。

(順守事項)

第5条 提供会員は、次のような運転行為、禁止行為はしてはならない。

- (1) 飲酒運転
- (2) 速度違反運転
- (3) 過労、居眠運転
- (4) 駐停車違反、放置駐車
- (5) その他道路交通法で禁止されている運転
- (6) 不正請求、白タク行為

(事故報告)

第6条 提供会員は交通事故が発生した場合、直ちに警察への報告等の対応をするとともに、センターへ事故内容等を詳細に報告しなければならない。

(事故処理)

第7条 送迎で使用を許可された自家用車が、私用運転中に起こした事故については、センターは一切その責任を負わない。

(移動サービス事業者向け自動車保険)

第8条 送迎中の賠償事故および自家用車の損害については、センターが加入している移動サービス事業者向け自動車保険（対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・自損事故傷害特約・対物超過修理費用補償特約）で対応することができる。ただし、補償されない内容他、提供会員の希望により、会員自身で自家用車に付保した自動車保険で処理することもできる。

2 移動サービス自動車保険期間は、センターと保険会社との契約期間とする。

(届出の義務)

第9条 次の各号に該当したときは、すみやかに枚方市ファミリーサポートセンター長に届け出なければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更があったとき
- (2) 活動中に、交通事故および違反を起こしたとき
- (3) 自家用車使用をやめるとき

(許可の取消)

第10条 この規程に違反した場合は、今後、自家用車での送迎の活動を認めないものとする。

(改正)

第11条 本規程中、実情にそぐわない部分が生じたときには改正する。

附 則

この規程は、令和6年3月26日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月14日から施行する。

以上